

原管発官27第166号

平成27年9月4日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
原子力災害対策・核物質防護課長  
荒木 真一 殿

東京電力株式会社

原子力運営管理部長

柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成27年9月4日より次回修正までの間、下記のとおり一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成 27 年 9 月 4 日  
東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、“二重下線”にて明示しています。  
本変更は平成 27 年 9 月 4 日より適用します。

頁	現行	変更後	理由
I-13	<p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p>本社総務部長は、本社における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p>	<p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p>本社<u>総務・法務室長</u>は、本社における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p>	社内組織改編に伴う変更
I-15	<p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p>本社総務部長は、本社における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p>	<p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p>本社<u>総務・法務室長</u>は、本社における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。</p>	社内組織改編に伴う変更
I-20	<p>3. 本社非常災害対策室</p> <p>(1) 社長は、別表2-7に示す本社の非常災害対策室を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 社長は、本社の非常災害対策室及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。</p> <p>(3) 本社総務部長は、非常用電源を本社の非常災害対策室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。</p>	<p>3. 本社非常災害対策室</p> <p>(1) 社長は、別表2-7に示す本社の非常災害対策室を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 社長は、本社の非常災害対策室及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。</p> <p>(3) 本社<u>ビジネスソリューション・カンパニー総務サービスセンター所長</u>は、非常用電源を本社の非常災害対策室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。</p>	社内組織改編に伴う変更

I-24 ～ I-25	<p>2. 原子力警戒態勢発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、原子力警戒態勢を発令する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に報告する。</p> <p>(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における原子力警戒態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、本社総務部長に本社対策要員の非常召集を指示する。</p>	<p>2. 原子力警戒態勢発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、原子力警戒態勢を発令する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に報告する。</p> <p>(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における原子力警戒態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、本社<u>総務・法務室長</u>に本社対策要員の非常召集を指示する。</p>	社内組織改編に伴う変更
I-27	<p>2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、本社総務部長に本社緊急時対策要員の非常召集を指示する。</p>	<p>2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、本社<u>総務・法務室長</u>に本社緊急時対策要員の非常召集を指示する。</p>	社内組織改編に伴う変更

頁	現行	変更後	理由
別図 2-7	<p>別図 2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）(2/2)</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点※</p> <p>新潟県柏崎刈羽原子力防災センター</p> <p>他店所</p> <p>他原子力発電所</p> <p>発電所対策本部</p> <p>本部長</p> <p>計画・情報統括</p> <p>支援統括</p> <p>対外対応統括</p> <p>復旧統括</p> <p>総務統括</p> <p>情報班</p> <p>計画班</p> <p>保安班</p> <p>電力支援受入班</p> <p>支援受入調整班</p> <p>立地班</p> <p>官庁連絡班</p> <p>広報班</p> <p>資材班</p> <p>厚生班</p> <p>総務班</p> <p>通信班</p> <p>派遣要員</p> <p>本社派遣要員</p> <p>他発電所派遣要員</p> <p>派遣要員</p> <p>第一線機関（各支社・他）</p> <p>他原子力発電所</p> <p>本部長</p> <p>計画・情報統括</p> <p>支援統括</p> <p>対外対応統括</p> <p>復旧統括</p> <p>総務統括</p> <p>技術スタッフ</p> <p>安全監督担当</p> <p>情報・基盤班</p> <p>計画班</p> <p>保安班</p> <p>通報班</p> <p>立地班</p> <p>広報班</p> <p>号機班</p> <p>復旧班</p> <p>資材班</p> <p>総務班</p> <p>：社内の情報連絡・指示</p> <p>：情報連絡経路</p> <p>→：ファクシミリによる通報と報告</p> <p>※：原子力事業所災害対策支援拠点が設置された場合に限る</p> <p>II-10</p>	<p>別図 2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）(2/2)</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点※</p> <p>新潟県柏崎刈羽原子力防災センター</p> <p>他店所</p> <p>他原子力発電所</p> <p>発電所対策本部</p> <p>本部長</p> <p>計画・情報統括</p> <p>支援統括</p> <p>対外対応統括</p> <p>復旧統括</p> <p>総務統括</p> <p>技術スタッフ</p> <p>安全監督担当</p> <p>情報・基盤班</p> <p>計画班</p> <p>保安班</p> <p>通報班</p> <p>立地班</p> <p>広報班</p> <p>号機班</p> <p>復旧班</p> <p>資材班</p> <p>総務班</p> <p>：社内の情報連絡・指示</p> <p>：情報連絡経路</p> <p>→：ファクシミリによる通報と報告</p> <p>※：原子力事業所災害対策支援拠点が設置された場合に限る</p> <p>II-10</p>	社内組織改編に伴う変更